



広報

フルーツの香り漂う ロマンの里

# おおくま

1

2015〔平成27年〕  
No.510

## 今月の主な内容

特 ま ち の 話	集 題	②～⑨
KIZUNAおおくまふれあい通信		⑩～⑯
町 民 掲 示 板		⑯～㉗

近づく古里

# ご挨拶

震災、原発事故から早3年9ヶ月が経過しました。不自由な避難生活が続く中で、大変な思いをされている町民の皆さんのが今年こそ希望につながる、よい年になるようになると願っています。復興への歩みは遅いですが、私たちの周りにも復旧、再生に向けた槌音が響いてきました。

次世代を担う子どもたちの教育の場として双葉郡初の中高一貫校が来春、広野町に開校します。宇宙飛行士の山崎直子さんや俳優の西田敏行さんら著名人の応援団も講師陣に名を連ねています。世界に飛び立つ人材の輩出を期待します。

インフラ整備の大きな柱として常磐自動車道の3月1日の全線開通が発表されました。人や物の流れが加速し、復興に弾みがつくものと確信します。昨年9月には国道6号線の通過交通も可能になりました。今後はJRの一日も早い復旧を要請していきます。先月半ばには会津若松市



## 大熊町長 渡辺 利綱

の復興公営住宅「古川町団地」が入居可能となりました。作業員や資材確保が困難な中、ご尽力いたいた関係者に感謝申し上げます。いわき市、郡山市などの整備も進むよう願い、併せて、入居者の皆さんのが地域の方々とよき交流関係を築けることを望みます。

下野上地区を中心とした本格除染にも取り組み、帰還を目指す環境づくりに努めます。復興拠点と位置付ける大川原地区は、給食センターの稼働を核に、植物工場や再生可能エネルギー施設の設置なども計画しており、着実に前進できるよう準備を進めます。

大きな課題である中間貯蔵施設の整備につきましては、町民説明会と地権者説明会の後、双葉町とともに、さらなる丁寧な説明を国に求めました。その後、30年後の県外搬出の法案成立、県による地権者への生活支援予算の計上、区長有志による町の早期判断の申し入れなどを踏まえ、議会と協議し、区長会への説明を経て、苦渋の判断ではありましたが、建設受け入れを容認しました。先祖代々の田畠を失い、墓も取り上げられる苦しみを思うと、まさに断腸の思いであり、お金や物に代えられない大切なものを無にすることは他人ごとではありません。苦しみを共有し、悩みを分かち合いながら前に進んでいきます。

昨年も会津若松市といわき市であるさとまつりを開催することができました。再会を喜び、懐かしく談笑する皆さんの姿が印象に残ります。町制施行60周年の記念行事もありました。何事もなかつたならば素直に喜べたものと複雑な気持ちですが、立ち止まつてもいられません。年末には大熊中学校の生徒さんが町役場で発表会を開き、町の復興策を提言してくれました。中学生の視点で語られた思いは、いずれも古里再生への建設的な意見ばかりで、胸を熱くさせました。子どもたちに元気をもらい、未来への決意を新たにしました。

原発事故の収束をはじめ課題は山積ですが、新年からは副町長を2人制とし、住民サービスの向上に努めます。議会と連携を密にし、職員と一緒に町の復興、再生に全力を注ぎます。

結びに町民の皆さんのご健康、ご多幸を祈念し、ご挨拶に代えさせていただきます。

# 新年の



大熊町議會議長 千葉 幸生

年頭に当たり、町議会を代表して謹んで新年のご挨拶を申し上げます。月日の流れは早いもので、町民の皆様が各地で避難生活を強いられてから、4度目の正月を迎えることとなりました。依然として先行き不透明な状況下ではありますが、わずかでも前へ進む気持ちを持ち続けて過ごしていただきたいと思います。

平成24年12月に区域再編されました、避難指示解除準備区域の中屋敷地区と居住制限区域である大川原地区につきましては、すでに本格除染が終了しております。中長期的な町土の再生復興を目指すためにも、今後の放射線量低下を見すえながら復興拠点としての整備が期待されます。

また、これまで国に再三要望してきました帰還困難区域の除染につきましても、地域は限定されますが、平成27年度より実施されることが発

表されました。これらの町土の復旧事業はイノベーション・コースト構想や大熊・双葉ふるさと復興構想の実現に多いに寄与するものと確信しています。

復興公営住宅の整備につきましては、用地取得の遅れや相次ぐ入札不調の影響もあり、計画通り進んでいないのが実情であります。仮設住宅の耐久性も心配されることから、一日も早い建設を引き続き要望しています。

中間貯蔵施設につきましては昨年、町民への説明会および地権者への説明会が開かれました。しかし、用地補償内容が不十分であつたり候補地外町民への生活支援策など詳細な説明がありませんでした。また、地権者への説明が不十分であったことから、国には丁寧な説明をするよう要請してきましたが、昨年末には今後の復興と町民への支援策の早期策定を目指し、建設を受け入れる町長の判断を議会として了承しました。今後、議会からも町土復興や具体的な生活再建支援策等について協議していく予定です。

損害賠償につきましては昨年、宅地・田畠以外の土地等の賠償等が開始されました。賠償は、避難者が生活再建できるまで、国の責任のもと支援を継続するよう引き続き要望していきます。

原子力発電所の廃炉作業につきましては、4号機の核燃料ブールから使用済み核燃料が移送され、今後は除染やがれきの撤去など困難な作業が予想されますが、帰還の妨げとならぬよう常時監視活動を続けていきます。

今後ともこれらの諸課題に取り組み、各地に避難されている町民の絆を維持するための施策をバックアップするとともに、一日も早く安心・安定した生活が送れるよう執行部とともに尽力して参ります。常に町民の代表者としての自覚を忘れず、皆様方の声を町勢復興につなげるべく、議員も一致団結していく覚悟です。どうか今年も一層のご指導ご協力をお願い申し上げますとともに、共にこの逆境を乗り越え、皆様が心から笑顔で迎えられる日が訪れるごことをお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

# 除染のための事前調査にご理解をお願いします –環境省から–



現在は町道などの  
事前モニタリングを行っています

## 業務概要

今後の除染までの進め方としましては、関係地域の皆さんに住民説明会を開催し、除染の同意を得たうえで除染作業を実施していきます。今後ともご理解ご協力を頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

大熊町の皆さんには日頃より除染業務にご理解、ご協力を頂き感謝申上げます。環境省では現在、大熊町における今後の除染実施のための事前調査を次のとおり実施しております。

大熊町の皆さんには日頃より除染

査及び同意取得支援業務

受注者・清水建設株式会社  
実施予定期間・平成26年12月10日(木)  
平成27年3月31日(水)

## 【業務内容】

除染実施に必要となります、放射能汚染の状況、除染方法の検討、現況の確認について調査を実施し、除染に係る資料を作成しております。

①放射線モニタリング調査

②除染方法の検討

③家屋、土地等の現況調査及び記録  
(写真等)の作成

## 事前調査実施範囲図



## 【お問い合わせ先】

環境省福島環境再生事務所会津支所 ☎ 0242-23-7970  
清水建設株式会社 コールセンター ☎ 0120-025-009

# 町内の道路や施設で拠点除染が行われています －3月末まで－

飛散防止策を取りながら道路わきの雑草を刈る作業員



雑草や土はフレコンパックに収められる



施設の壁を丁寧にふき取る  
作業員



除染を終え、きれいになった  
道路わき

大熊町内では現在、環境省による帰還困難区域内の拠点除染が行われています。主に県道や町道で、来年3月まで作業します。対象地区の一つの県道251号線では、側溝の堆積物を取り除いて水を流し、残ったものを吸い取る作業を行っています。また道路の両脇1mの雑草を刈りとつてきれいにする作業も並行して行っています。除去したものはフレコンパックに詰めて保管

しています。路面の除染は道路脇の作業を終えた後に実施します。路面に小さな鉄球を打ち付けて表面を削るブラストによる除染を予定しています。

NTT大熊電話交換所の除染も進められ、壁のふき取りなどが行われています。作業員は水で濡らした紙タオルを使い、細かい溝がある壁面を一列ずつ丁寧にふき、汚れを確かめています。敷地内の地面に

ついても、段階的に表土はぎを行っていくことです。

拠点除染は一時立ち入りなどで町内に入る町民の皆さん的安全を確保するために実施しており、環境省から委託を受けた清水建設が実際の作業に当たっています。作業員の被ばく線量など安全管理については、スクリーニングの徹底などにより厳重に行われています。

## 「仮設住宅パトロール」「町内パトロール」

# 検討委が提言

将来の帰還を見据えて消防団を維持するため、避難先別の仮分団や町内統合仮分団の編成などを提案しました。日、渡辺利綱町長に提出しました。

町消防団は本団と9分団で構成され、団員の条例定数は216人ですが、震災後に激減して平成26年8月時点の団員数は164人となっています。活動内容も検閲と町内の設備点検、行方不明者捜索などに限られています。

提言では消防団組織の在り方にについて、避難先で活動する組織基盤として「避難先別仮分団」を編成することを提案しました。また、町内の活動を段階的に活性化させるため、参加可能な団員で「町内統合仮分団」を編成することも求めています。一方、婦人消防隊については当面の間休止するしました。

消防団活動に1人でも多くの団員が参加できることや、仮設住宅を対象とした防火パトロール、可能な範囲での町内パトロールの実施を提案しています。

団員確保のため、役場職員を含め



提言書を手渡す鈴木委員長（右）

町消防団は本団と9分団で構成され、団員の条例定数は216人ですが、震災後に激減して平成26年8月時点の団員数は164人となっています。活動内容も検閲と町内の設備点検、行方不明者捜索などに限られています。

提言では消防団組織の在り方にについて、避難先で活動する組織基盤として「避難先別仮分団」を編成することを提案しました。また、町内の活動を段階的に活性化させるため、参加可能な団員で「町内統合仮分団」を編成することも求めています。一方、婦人消防隊については当面の間休止するしました。

消防団活動に1人でも多くの団員が参加できることや、仮設住宅を対象とした防火パトロール、可能な範囲での町内パトロールの実施を提案しています。

鈴木茂副町長（左）は「消防団の再構築に関する提言書」をまとめ12月2日、渡辺利綱町長に提出しました。大熊町消防団検討委員会（委員長＝鈴木茂副町長）は「消防団の再構築に関する提言書」をまとめ12月2日、渡辺利綱町長に提出しました。

将来的帰還を見据えて消防団を維持するため、避難先別の仮分団や町内統合仮分団の編成などを提案しました。日、渡辺利綱町長に提出しました。

若者にも広く入団を呼び掛けるほか、防災啓発や応急手当指導などの役割が期待される女性にも入団を働きかけることを挙げました。

提言では「帰還困難区域が人口の95%以上を占め、今後の帰還がどうなるか不明な現状で明確な方向性を示すことは困難だが、町の帰還計画がある限り、郷土愛を基礎とした消防団活動をなくすわけにはいかない」と存続の意義を訴えています。提言書を受けた渡辺町長は「消防団存続のための知恵をいただいた。真摯に受け止め、今後どうあるべきか考えたい」と述べました。町は提言をもとに、消防団とともに今後の活動の在り方を探っていきます。

## 主な提言

### ● 団員の維持・確保 ●

- ・避難先での活動も可能なことから、役場職員を含め若者にも広く入団を呼び掛ける。
- ・居住要件にとらわれず、就労者からも広く募集する。
- ・火災予防の啓発や応急手当指導など女性団員の役割が高まっており、女性の入団を検討する。

### ● 関係機関の役割 ●

- ・県は意見交換の機会を設けるとともに、国への情報提供や要望など、あらゆる形で被災地消防団を支援する。
- ・双葉消防本部は管内の消防団が当面、十分な活動が難しいことを踏まえ、双葉地方全体の消防体制づくりに積極的に取り組む。
- ・町は提言を基に必要な見直しを検討し、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律に示された活動に必要な予算を確保する。

## 「避難先別仮分団」「町内統合仮分団」

# 消防団存続へ



提言では消防団員数の状況や、団員を対象に実施したアンケートの結果も報告されました。消防団員の年齢構成は20歳代が8人で全体の4・9%にとどまっています。40歳代が71人で43・3%と最多、30歳代の69人42・1%が続き、この世代が消防団の中核を担っている一方、若手の入団が急務である状況が分かります。

## 20代は5% 一団員構成一



いわき地方が68人、会津地方が40人、県中地方が18人となっています。アンケートは昨年6月に行い、全体の48パーセントに当たる78人が回答しました。「今後、消防団活動ができるか」との質問に対し、「できる」の回答は66%だったに対し、「一時的に困難」「できない」との回答は合わせて23%でした。今后の分団の在り方については「現在の9分団体制を維持」が48%、「9分団を維持するが、方部別担当分団を決める」は35%でした。

### 主な提言

#### ●組織●

- ・避難先で消防団活動を行う組織基盤として、新たに「避難先別仮分団」の編成を検討する。
- ・帰還に合わせ、町内での活動を段階的に活性化させるため、従来の分団単位で活動が難しい地域で、参加可能な団員で「町内統合仮分団」を編成。区割りはある程度まとめ、屯所も絞り込む。
- ・婦人消防隊は隊員の招集が困難な状況が続いており、当面活動を休止する。

#### ●活動●

- ・定期的に検閲を実施する。避難先からも参加できるよう、実施方法を工夫する。
- ・市民が入居する仮設住宅などを対象に防火パトロールを実施する。団員の負担軽減のため避難先別仮分団で行い、特にいわき市と会津若松市では早期に実施する。
- ・放射線量を考慮の上、可能な範囲で町内の防火パトロールを実施する。
- ・幹部団員や若手団員の研修を行う。

# 大熊再生に向け中学生提言

半杭奏人さん（右上）、遠藤瞭さん（右下）、石田瑞希さん（左上）、鈴木未奈美さん（左下）



## 若松で意見発表会

大熊町復興のための中学生による意見発表会は12月12日、町役場会津若松出張所で開かれ、大熊中の代表生徒が古里復興に向けたさまざまな提言を寄せました。

生徒は総合的な学習の時間に、個人やグループで町復興に関するテーマを設定し、約8カ月かけて意見をまとめました。発表会には各学年の代表合わせて4人が参加しました。

1年生の半杭奏人さんは各地に避難する友人との絆を深める方法について発表し

ました。現在実施している交流事業の日程を選べるようにし、ふれあいの時間を増やすなどの改善策を提案しました。

2年生の遠藤瞭さんは、どうしたら多くの町民が集う祭りが実現できるかを考えました。全国の祭りを参考に、長く続けること、見てみたいと思わせる要素や体験型イベントを取り入れることを提案しました。

3年生の石田瑞希さんは同級生が町内を訪れて撮影した母校や街の風景の写真を



中学生の意見に聞き入る参加者

紹介しながら、町民が帰還するために必要なことを考えました。同じく3年生の鈴木未奈美さんは町の現状を知つてもらうため、中間貯蔵施設の候補地や除染の様子などを見学してもらうツアーの実施を提案しました。

町民や町議、町職員らが耳を傾け、生徒の学習成果に感心していました。渡辺利綱町長は「厳しい環境の下で頑張っている子どもたちの姿は一番の希望。我々も負けずに頑張りたい」と話しました。



半杭 沙菜さん

工藤 日和さん

## 調べる学習コンクール再開

# 工藤さん、半杭さん 町長賞

### 受賞者一覧

賞名	学校	学年	氏名
町長賞	熊町小	6年	工藤日和
	大熊中	3年	半杭沙菜
教育長賞	熊町小	1年	奥山麗菜
	大野小	3年	中野晴貴
奨励賞	大野小	1年	安達 空
	大野小	2年	根本愛梨
	大野小	2年	松本旺慈
	熊町小	3年	尾内佳奈
	大野小	3年	泉沢実咲
	熊町小	4年	田中大空
	大野小	4年	吉田颯人
	大野小	5年	高松那哉
	大野小	5年	本田智夏
	大野小	5年	鈴木七海
	熊町小	5年	松本颯一郎
	熊町小	6年	渡辺奏海
	大熊中	1年	半杭奏人・鈴木幸貴 佐久間香那・松本力生
	大熊中	3年	池沢みのり
特別賞	熊町小	2年	遠藤渚
	熊町小	5年	川木陸真
	大熊中	2年	遠藤暁・菊地雄大 斎藤真緒

工藤さんは伝統芸能の熊川稚児鹿舞を4年ぶりに再開させた関係者にインタビューをしたり新聞や広報紙を調べたりして、伝統を継ぐ人たちの思いを伝えました。「一人一人が

「おおくま町調べる学習コンクール」が震災後初めて開催され、11月18日、会津若松市の熊町小・大野小仮設校舎で表彰式が行われました。町長賞には工藤日和さん（熊町小6年）の「よみがえれ！熊川稚児鹿舞」、半杭沙菜さん（大熊中3年）の「放射線で汚染された土地や食物を有効利用する方法について」が選ばされました。

小中学生が図書館を活用し、関心のあるテーマを調べた内容を競う「おおくま町調べる学習コンクール」が震災後初めて開催され、11月18日、会津若松市の熊町小・大野小仮設校舎で表彰式が行われました。町長賞には工藤日和さん（熊町小6年）の「よみがえれ！熊川稚児鹿舞」、半杭沙菜さん（大熊中3年）の「放射線で汚染された土地や食物を有効利用する方法について」が選ばされました。

半杭さんは町内で栽培した食物をバイオ燃料に使い、土地の有効活用にもつなげられないかと提案しました。大川原でコメやヒマワリが育てられている話題を探り上げ、「復興のため様々な取り組みをしている人がいる」と分かった。汚染された古里の一日も早い復興を願います」と述べました。

コンクールは図書館振興財団の「図書館を使つた調べる学習コンクール」の予選を兼ねており、上位入賞作品が出品されます。



再開されたコンクールの受賞者ら



判断について町議会に理解を求める渡辺町長（右）

①国との条件協議の結果、町が求めてきた多くの事項が認められ、これ以上の譲歩が見込めない中、判断を引き延ばすことは国民的理解を得られない。

②自宅近くに除染廃棄物を仮置きしている県民のため受け入れやむなしと考える人も多い。また新たな生活を始めたい人、町に戻りたいと考える人のため、行政として次のステップに進む必要がある。

③安全協定など5項目すべてで納得できる内容でなければ搬入受け入れはせず、国の適切な対応を担保できる。

④町民がお世話になつている避難先の自治体でも、仮置き場から除染廃棄物が搬出されることを期待している。

⑤県からの交付金が予算化される見通しである。

12月12日の町議会全員協議会、15日

の行政区長会議でそれぞれ説明しました。渡辺町長は「町の復興を前に進めるためにも施設の建設を受け入れたい」としています。

町は1月下旬から始める予定の町政

懇談会で、中間貯蔵施設の建設受け入れ判断に関しても説明します。この席上、今後の生活再建策に関し、町民の皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思います。

## 中間貯蔵施設建設受け入れを判断

原発事故に伴う除染廃棄物を保管する中間貯蔵施設について、渡辺利綱町長は建設を受け入れる方針を決め、町議会と行政区長会に説明しました。町民の皆さんに対しても、受け入れ判断に関する手紙を全戸に送付しました。

判断の主な理由としては

①国との条件協議の結果、町が求めてきた多くの事項が認められ、これ以上の譲歩が見込めない中、判断を引き延ばすことは国民的理解を得られない。

②自宅近くに除染廃棄物を仮置きしている県民のため受け入れやむなしと考える人も多い。また新たな生活を始めたい人、町に戻りたいと考える人のため、行政として次のステップに進む必要がある。

③安全協定など5項目すべてで納得できる内容でなければ搬入受け入れはせず、国の適切な対応を担保できる。

④町民がお世話になつている避難先の自治体でも、仮置き場から除染廃棄物が搬出されることを期待している。

⑤県からの交付金が予算化される見通しである。



申し入れ書を手渡す区長（左）

## 中間貯蔵施設の判断で区長申し入れ

中間貯蔵施設の建設候補地にかかる町内8行政区の区長は11月26日、施設受け入れ判断を早急に表明するよう、町長に申し入れました。申し入れによると、国が個別交渉に入れ判断を早急に表明する中、町の姿勢が不明確なことを危惧する一方、県内の除染が進展しないことに対する多くの町民が受け入れざるを得ないと受け止めている、としています。区長8人は町役場会津若松出張所を訪れ、渡辺利綱町長と千葉幸生議長に申し入れ書を手渡しました。

## 宮沢経産相が町内を視察



鈴木副町長の説明を聞く宮沢大臣（左）

宮沢洋一経済産業大臣は11月27日、大熊町内で中間貯蔵施設の候補地や復興拠点の大川原地区などを視察しました。はじめに高台から中間貯蔵施設の建設候補地を見学。バス車内から給食センター建設工事の様子も見学しました。大川原地区では鈴木茂副町長から復興拠点についての説明を受けました。宮沢大臣からはイノベーション・コースト構想について、個別の検討会を設置するなど具体化に向けた取り組みを始めていとの説明がありました。

## 双葉郡再生へ復興大臣に緊急要望

双葉地方町村会長を務める渡辺利綱町長は内堀雅雄知事と共に11月27日、双葉郡の復興を加速させるための福島復興再生特別措置法の改正を、国に緊急要望しました。再生の核となる大熊町の大川原地区など復興拠点の整備やイノベーション・コースト構想の実現には、円滑な用地確保ができる事業制度の創設や税制条例、財政支援などの措置が必要と訴えました。東京の復興庁を訪れ、内堀知事が竹下亘復興大臣に要望書を手渡しました。



竹下大臣に要望書を手渡す内堀知事、渡辺町長ら



仮設住宅で町民の話を聞く内堀知事（右）

## 内堀知事、仮設住宅で町民と懇談

10月の県知事選で初当選した内堀雅雄氏は11月26日、会津若松市の城北小学校北仮設住宅を訪れ、入居している町民と懇談しました。仮設住宅訪問は就任後初めてで「率直な意見を伺い、町長たちと一緒に県政に反映させたい」と話した後、集まつた町民一人一人の話に耳を傾けました。懇談後、「大熊町の今後の在り方を示していく必要がある。大熊、双葉のように一番苦労されている地域、自治体の方とまず話したかった」と話しました。

## 若松の復興公営住宅、町民の入居開始

会津若松市の復興公営住宅「古川町団地」の鍵引き渡し式は12月15日行われ、町民が入居を開始しました。同団地は県が同市内で整備する復興公営住宅の中で最も早く完成しました。4階建てで20戸が入居できます。式では渡辺利綱町長が「居住環境に十分配慮されており、落ち着いて生活再建に踏み切れる」とあります。室井照平市長、杉明彦県会津若松建設事務所長らとともにテープカットしました。入居者代表に鍵が手渡されました。



テープカットして入居開始を祝う出席者

## 副町長に石田氏、鈴木氏と2人体制



渡辺利綱町長は町議会12月定例会最終日の12日、副町長に環境対策課長の石田仁氏（60）を選任する人事案を提出し、同意されました。石田氏は鈴木茂氏に続く2人目の副町長で、任期は1月1日から4年間。2人体制により復興の加速化を図り、石田氏は会津若松、鈴木氏はいわきの各出張所に常駐します。

石田氏は双葉高、東京農工大卒。昭和59年に町職員となり、下水道に関する業務を中心に担い、震災後は災害対策本部の主管課長として尽力しました。「町の復興が進むことを念じ、精いっぱい頑張りたい」と話しています。

月定例会最終日の12日、副町長に環境対策課長の石田仁氏（60）を選任する人事案を提出し、同意されました。石田氏は鈴木茂氏に続く2人目の副町長で、任期は1月1日から4年間。2人体制により復興の加速化を図り、石田氏は会津若松、鈴木氏はいわきの各出張所に常駐します。

## J A あいづ、受験生に合格祈願米

JA あいづ、受験生に合格祈願米

会津のお米で粘り強く高校受験を乗り切つてほしいと、JA あいづから大熊中3年生に12月9日、合格祈願米が贈られました。地元の若松六中生が育て、会津美里町の文殊院清龍寺で祈とうしたコシヒカリで、1人2合を29人分用意してくれました。岩橋直芳代表理事事務が会津若松市の同校を訪れ、3年生の猪狩一成君、石田瑞希さんにコメを手渡しました。岩橋専務は「この米を食べて体力を付け、春に花を咲かせてほしい」と激励しました。



合格祈願米を手渡す岩橋専務（右）



ゲームやおもちゃで園児を楽しませる生徒

## 中学生が幼稚園で保育実習

大熊中2年生の保育実習は12月4日、会津若松市河東町の町立幼稚園で行われ、生徒が園児と交流しました。家庭科授業の一環として毎年取り組んでおり、生徒26人が幼稚園を訪れました。全員でできるゲームを通じて触れ合った後、クラスに分かれて遊びました。生徒はこの日のために布製のサッカーボールや絵本、パズルなど手作りのおもちゃを準備してきました。お兄さん、お姉さんとの楽しい時間に、園児は歓声を上げて喜んでいました。

## 見回り隊に双葉警察署から感謝状

大熊町内での事故を防いだとして、大熊町見回り隊が双葉警察署から感謝状を受けました。11月16日午後、町内を巡回していた隊員の馬渕和年さん、佐藤安志さんが車で徘徊している女性を発見。様子がおかしかったため声掛けをして事情を聴き、同署に連絡して保護してもらいました。女性は認知症だったそうで、声掛けがなければ交通事故などにつながる恐れがあり、未然防止に貢献しました。12月2日に同署臨時庁舎で感謝状が授与されました。



双葉署から感謝状を受けた隊員



金子社長からキーを受け取る渡辺町長（左）

## 日産からワゴン車贈られる

日産自動車から大熊町を含む双葉郡8町村に復興支援車両が1台ずつ寄贈され、11月28日に広野町役場前で贈呈式が行われました。式では同社いわき工場の児山哲哉管理課長が「一日も早い復興に役立つことを期待します」とあいさつ。福島日産自動車の金子與志人社長が双葉地方町村会長の渡辺利綱町長にキーを手渡しました。車両は業務に幅広く活用できるワゴン車で、カーナビゲーション一式はアルパインから提供していました。車両は業務に幅広く活用できるワゴン車で、カーナビゲーション一式はアルパインから提供していました。



好評だったUFOパン

## 栃木県で初の交流会、宇都宮に集合

栃木県への避難町民を対象とした初の交流会「おおくま交流会 in 宇都宮」は12月13日、宇都宮市のどちぎボランティアNPOセンター「ぼぼら」で開かれました。25人前後が参加し、代表発起人の坂上信行さんが「3年9ヶ月の避難生活を経て大熊町の方になかなか会うことができなかつたが、今後こういう機会を増やしたい」とあいさつ。

町担当者が町の近況報告や第二次復興計画、除染などについて説明し、町民からの質問にも答えました。参加者が自己紹介した後、自由に歓談しました。

会場ではカムラ菓子店のUFOパンが配られました。参加者は町民おなじみの品を懐かしがり、お店に買いに行っていたことやパンの縁を最初に食べる食べ方を振り返るなど好評を得ていました。発起人メンバーの女性たちが用意した漬け物や、避難先で町民が栽培した野菜を使つたけんちゃん汁も振る舞われました。

食後は町の民話を継承する活動をしているおおくま武内都さんが、町の民話に関する紙芝居が披露されました。参加者は「いろいろな人に会えてうれしい」「今まで親戚以外の人と会う機会が少なかった」という声がありました。坂上さんは「町のつながり、ここにいるよということを大切にしていきたい」と話していました。

今回の交流会をきっかけに、同県内の同郷者でつくる「栃木・おおくまの会」が発足しました。



多くの町民が集った栃木県初の交流会



町民の絆を強めた交流会

## いわき市泉で初の交流会

「おおくままち泉交流会」は12月10日、いわき市の泉公民館で開かれました。泉地区では初の交流会となり32人が参加しました。和やかに行われた自己紹介の後、記念撮影を行いました。京都のお菓子とお茶を楽しみながらお互いの近況を語り合い、再会を懐かしむ声で会場は大盛り上がりました。会の終わりには連絡先を交換し合う人や一緒に昼食の相談をする人など、町民同士のつながりを深める交流の場となりました。

## 千葉で東北の復興応援イベント

東北復興応援イベント「縁j oy・東北2014」は12月7日、千葉市の「きぼる」で催されました。福島宮城、岩手の特産品販売やキーホルダー作り、ふなっしーの折り紙作りの体験コーナーなどが並びました。各自治体のコーナーでは、町職員が避難住民との相談に応じました。「ゆるキャラ」とあそぼーのコーナーでは、東北と千葉のご当地キャラが集まり、大熊町からも「まあちゃん」が参加。来場者とふれあい、会場を盛り上げました。



イベントを盛り上げたご当地キャラ

# KIZUNA おおくまふれあい通信



第 21 号

東日本大震災と、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大熊町は全町避難を余儀なくされ、私たちは今も、全国各地に分散して不自由な生活を強いられています。

長期化している避難生活、先行き不透明な状況の中で、ふるさと「おおくま」に対してどのような想いを抱いているのか、直接避難先へ訪問してインタビュー取材を行い、本紙に掲載させていただいています。

「KIZUNAおおくまふれあい通信」を通して届けられた想いを共有し、ふるさと「おおくま」と皆さまを「絆～きずな～」でつないでいくことができれば幸いです。

※株式会社鹿島印刷所（南相馬市）の記者が避難先を訪問し、インタビュー取材をさせていただいている。

※掲載する文章は、インタビューした内容をもとに記者が作成しますので、インタビューをお受けいただいた方が文章を作成する手間はございません。

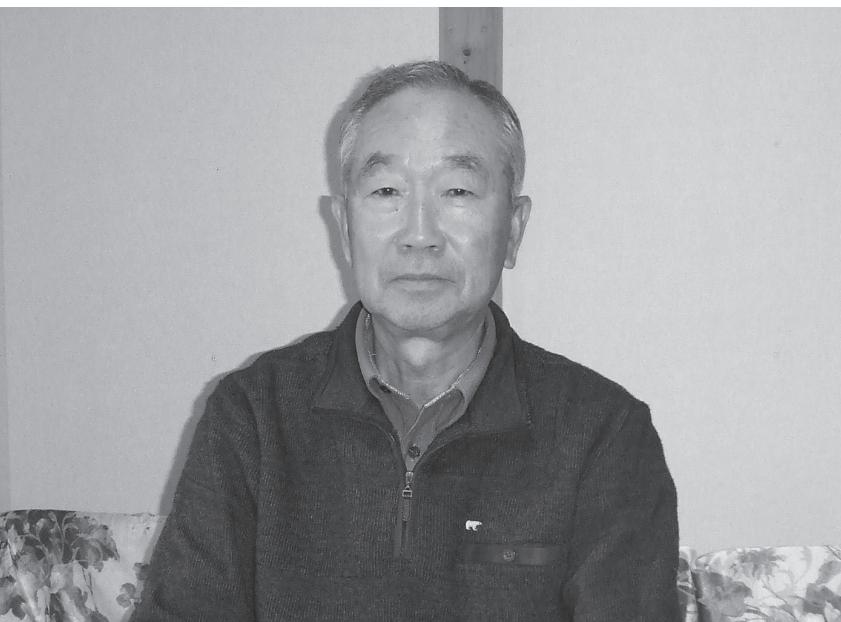


## 「KIZUNAおおくまふれあい通信」で、あなたの想いを伝えてみませんか？

KIZUNAおおくまふれあい通信では、避難されている皆さんへ想いを伝えいただける方を募集しています。避難先での活動や避難生活で感じていることなど、あなたの想いをこのコーナーでお話しください。大熊町民の方ならどなたでも結構ですので、ご連絡をお待ちしています。

**応募先** 大熊町役場会津若松出張所総務課秘書広聴係  
電話：0120-26-3844 FAX：0242-23-7093  
E-mail：somu@town.okuma.fukushima.jp





すずき てるしげ  
**鈴木 照重さん**

自宅は熊一区で、避難後、同区老人クラブの会長を務め、町老人クラブ連合会では、広報部を担当している。

現在、会津若松市内の松長近隣公園仮設住宅で生活している。

平成24年4月から熊一区の老人クラブ会長を務めさせていただいており、大熊町老人クラブ連合会では広報部を担当しています。震災以降、大熊町民のみなさんは全国各地にバラバラになってしまったため、知人の情報さえ得ることが難しい状況にあります。そのため、新たに広報部を設け、老人クラブとして仮設住宅内の様子を伝えるPR映像を制作することになり、女性部会と共同で、県内各地区の仮設住宅で訪問の様子をビデオで撮影し、DVDにまとめました。

お陰さまで、その映像が好評を呼んだことをきっかけに、当町だけでなく、岩手・宮城・福島の被災3県で活躍している老人クラブの活動を撮影することになりました。平成25年10月、岩手県盛岡市で開催された「第42回全国老人クラブ大会」でビデオレター「老人クラブに笑顔戻る／震災被災地のいまを伝える」として上映させていただきました。

私は震災直後、一度県外に避難しましたが、顔なじみの方々が多い場所で生活したいと思い、平成23年7月、松長近隣公園仮設住宅に入居しました。こちらには震災以前からの知人も多く、入居当初から安心できました。入居後に知り合った方々とも親しくさせていただいているため、戻つてきて本当によかったです。

現在、復興公営住宅の整備が進んでいますが、そこに入居しても仮設住宅で生まれた絆となるべく残していくたいという思いがあります。私も今後、会津地区に建設される復興公営住宅に入居する予定のため、もうしばらく、会津で生活するつもりです。

老人クラブでは広報担当としての活動のほか、川柳を楽しんでいます。川内村在住の方が詠んだ、自然と人の心を表現した作品に惹き付けられ、私自身も書き始めました。今では毎月、福島県老人クラブ連合会の機関誌である元輝新報に作品を投稿しています。心を落ち着かせることができるためか、川柳は会津に移つて以降、続けられています。その他にも、あいづ歩こう会や会津若松市の公民館で開催される各種講座にも積極的に参加させていただき、地元の皆さんとの交流を図るとともに、そうした講座の内容を老人クラブ活動のヒントにさせていただくなっています。

いつになるかわかりませんが、可能性がゼロでない限り、大熊町に戻りたいと思っています。除染をはじめ多くの課題はありますが、希望を捨てずに、若い世代の成長に将来を託すとともに、なるべく迷惑を掛けないよう健康に留意しながら、故郷を見守つていこうと思います。



福島県 いわき市

## つちや 土屋 繁男さん

しげお

自宅は野馬形区で、同区長を務めている。

福島第一原発構内で大地震と大津波、そして、原発事故に遭遇した。

現在、家族とともに、いわき市内で生活している。



被災前から野馬形区の副区長を務めていましたが、昨年2月の懇親会の席上指名され、4月より前任者から区長を引き継ぎました。本来であれば、総会を開催し手続きを踏んだ上でということでしょうが、避難により地区の皆さんが各地にバラバラになってしまっているため、止むを得ないことを思っています。

福島第一原発で警備の仕事に就いていました。大地震と大津波が発生したときは原発構内になりました。震災により非常体制となつたため、引き続き仕事に当たりました。被災当夜、私は自宅の様子を見るために短時間ながら戻ることができ、避難している家族の無事を確認することができました。

その後、私と同僚数名は重要免震棟に入り、住民の皆さんに避難指示が出された後も重要免震棟内で原子炉の復旧作業を見守り続けておりました。2度にわたる原子炉建屋の爆発に遭遇しましたが、いずれも地響きを感じ、初めのうちは大規模余震かと思ったほどでした。状況が良い方向に進んでいかない中、3月14日夕方、第一原発所長の吉田昌郎氏（役職は当時・故人）から、重要免震棟内に残った私たち協力会社の者に対して重要免震棟内から自力で退避していくと告げられました。私は国道288号線を西へと向かい、田村市内の避難所で家族と再会できました。

その後、喜多方市の二次避難所を経て、平成25年初夏まで同市内の借り上げ住宅で生活しました。喜多方市の皆さんには色々とお力添えをいただき、本当にお世話になりました。喜多方での生活を続けながら、落ち着ける場所を求めて県内各地に足を運びました。高齢の親を抱え、私や妻も若くない年齢ということもあり、雪がなく暖かいところが条件でした。避難から1年ほどたつたころ、現在生じている場所と巡り合いました。気候も大熊とほぼ同じで、「故郷と似た空気」を感じることができます。

私の自宅がある地区は、全域が中間貯蔵施設建設候補地の中に入ります。同施設の建設が始まれば、故郷は姿を消すことになります。故郷を忘れることはできませんが、姿なき故郷になつてしまふことを、自分の心の中でどう解決すればいいのか、まだ分かりません。

避難以降、地区の懇親会を2回開催し、久しぶりの再会を喜び合いました。お互いに消えゆく故郷への複雑な思いがあることを感じましたが、「故郷を同じくする者同士の絆」は消えることはありませんし、将来の世代にも繋いでいかなくてはなりません。そうした絆を絶やさぬよう、頻繁にとはいきませんが、顔を合わせる機会となるべく持てるようにしていければと思っています。



こわた  
かすみ  
**木幡 香澄さん**  
大熊中学校3年生

自宅は下野上一区。被災当時は大野小学校5年生。

中学校入学後、バドミントン部に所属している。

これまで様々な支援プログラムなどに参加をしたが、こうした活動を通して、成長する自分自身を自覚できるようになっている。

会津若松市内の借り上げ住宅に両親や姉と共に暮らしています。平成22年に南相馬市から移り住んだため、大熊町での生活は約1年だけでした。今となつては、もう少し長く生活したかったなと思うことがあります。

大熊に移って、大野小学校に転校しましたが、以前の学校にはなかつた鼓笛隊があり、とても新鮮に感じられました。最初の希望はトランペットでしたが、金管楽器は希望者が多く、競争率も高かつたため、最終的にはリングバトンを担当していました。初めはあまり気が進みませんでしたが、いざバトンを手に取つてみると案外楽しく、町のイベントなどでも町民のみなさんに披露するために、みんなと一緒に汗を流しました。

現在は、大熊中学校の3年生です。大地震と原発事故による避難など、辛い経験もしましたが、中学校生活では、楽しい思い出をたくさん作ることができました。昨年5月、修学旅行で大阪・京都を訪れました。大阪では班ごと行動する時間が設けられましたが、右も左も分からぬ土地だったため、目的地だった大阪城に辿り着いた時には、全体の集合時間が迫つており、十分に観光することができませんでした。それでも、街で道を尋ねるなど、自分たちの力でなんとか目

的地まで辿り着くことができたため、大きな充実感を覚えることができました。

また、歌や踊りを通じた音楽教育に取り組むアメリカの非営利団体「ヤングアメリカンズ」のワークショップも楽しかったです。2日間の活動を通して、アメリカ人スタッフのみなさんに歌やダンスを教わり、2日目には家族の前で練習の成果を披露することもできました。私はあまり人前に立つことが得意ではありませんが、「両親からは『いつもと違う一面を見ることができた』と喜んでもらえました。

まもなく中学校を卒業し高校生になります。進路選択のために、会津工業高校を見学した時、金属の塊を色々な形へと変化させる金属加工にとても興味をもちました。工業高校は一般的に男子学生のイメージが強い感じがしますが、私自身が、自分が興味をもつたことを重視して進路を考えているため、同校に進学したいと考えています。以前は建築デザイナーになりたいという夢を持つていましたが、金属加工のように新たに目にしたものに魅了されたなど、自分の中でも何が将来の目標になるのか、まだ分からなので、高校3年間では、様々なチャレンジを重ねながら、将来への一歩をさらに進めていきたいと思います。

# 障害者控除対象者認定証について

・住民税	26万円
・所得税	27万円
・住民税	40万円
・特別障害者	30万円

## ◆対象者

65歳以上で、大熊町の要介護認定を受けている方で、身体障害者手帳、療養手帳等の交付を受けている方であっても、要介護認定を受けていない方であっても、要介護認定を受けていない65歳以上の方であれば、確定申告の際に「障害者控除対象者認定証」を提出することができます。

「障害者控除対象者認定証」を提出することで、税の控除を受けることができます。  
※税申告用の書類のため、身体障害者の認定とは異なります。

※要介護3の方については、日常生活自立度によって認定の程度が変わります。

## ◆認定区分

- ◆障害者控除対象
- ・要介護1～3
- ◆特別障害者控除対象
- ・要介護3～5

## ◆控除額

障害者控除対象者認定申請書																																																													
平成 年 月 日																																																													
大熊町役場会津若松出張所健康介護課まで、いわき出張所で申請することができます。																																																													
【記入例】																																																													
<p>大熊町長 渡辺 利綱 様</p> <p>申請書 住所 大熊町大字下野上字大野645</p> <p>氏名 大熊 一郎 (大熊 子)</p> <p>障害者控除対象者との関係( )</p> <p>電話番号( 090-1234-5678 )</p> <p>連絡が取れる電話番号を記入してください。</p> <p>※忘れず押印をお願いします。</p>																																																													
<p>下記の者を、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の11に定める障害者・特別障害者として認定してくださるよう申請します。</p>																																																													
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">障害者控除対象者</td> <td>住 所</td> <td colspan="2">〒 979 - 1308</td> <td>住民票の住所を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大熊町大字下野上字大野645</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護保険被保険者番号</td> <td>氏 名</td> <td colspan="2">大熊 太郎 (男)</td> <td>要介護認定を受けている方の氏名を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>明 ( ) 昭 10年 4月 1日</td> <td>年 齢</td> <td>90 歳</td> <td>要介護度を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請理由</td> <td colspan="2">0000012345</td> <td>要介護状態区分</td> <td>介護保険被保険者証を参考に被保険者番号、要介護度を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>1 · 2 · 3 · 4 · 5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">避難先住所 (認定結果送付先)</td> <td colspan="3">〒 985 - 0001 福島県会津若松市○○○○○1-1 会津ハイツ101号室</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <p>※事務処理欄(以下は記入しないでください)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">要 介 護 認 定 状 況 特 別 障 害 者 審 査</td> <td rowspan="2">障 害 者 特 別 障 害 者 審 査</td> <td>□ 要介護1</td> <td>認 定 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>□ 要介護2</td> <td>認定期間</td> <td>平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>□ 要介護3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 要介護4</td> <td>基準日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>□ 要介護5</td> <td></td> <td>(12月末もしくは資格喪失日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>非該当</td> <td>障害者該当</td> <td>特別障害者該当</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		障害者控除対象者	住 所	〒 979 - 1308		住民票の住所を記入してください。	大熊町大字下野上字大野645				介護保険被保険者番号	氏 名	大熊 太郎 (男)		要介護認定を受けている方の氏名を記入してください。	生年月日	明 ( ) 昭 10年 4月 1日	年 齢	90 歳	要介護度を記入してください。	申請理由	0000012345		要介護状態区分	介護保険被保険者証を参考に被保険者番号、要介護度を記入してください。			1 · 2 · 3 · 4 · 5		避難先住所 (認定結果送付先)		〒 985 - 0001 福島県会津若松市○○○○○1-1 会津ハイツ101号室			<p>※事務処理欄(以下は記入しないでください)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">要 介 護 認 定 状 況 特 別 障 害 者 審 査</td> <td rowspan="2">障 害 者 特 別 障 害 者 審 査</td> <td>□ 要介護1</td> <td>認 定 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>□ 要介護2</td> <td>認定期間</td> <td>平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>□ 要介護3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 要介護4</td> <td>基準日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>□ 要介護5</td> <td></td> <td>(12月末もしくは資格喪失日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>非該当</td> <td>障害者該当</td> <td>特別障害者該当</td> </tr> </table>					要 介 護 認 定 状 況 特 別 障 害 者 審 査	障 害 者 特 別 障 害 者 審 査	□ 要介護1	認 定 日	平成 年 月 日	□ 要介護2	認定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	□ 要介護3			□ 要介護4	基準日	平成 年 月 日	□ 要介護5		(12月末もしくは資格喪失日)			非該当	障害者該当	特別障害者該当
障害者控除対象者	住 所		〒 979 - 1308		住民票の住所を記入してください。																																																								
	大熊町大字下野上字大野645																																																												
介護保険被保険者番号	氏 名	大熊 太郎 (男)		要介護認定を受けている方の氏名を記入してください。																																																									
	生年月日	明 ( ) 昭 10年 4月 1日	年 齢	90 歳	要介護度を記入してください。																																																								
申請理由	0000012345		要介護状態区分	介護保険被保険者証を参考に被保険者番号、要介護度を記入してください。																																																									
			1 · 2 · 3 · 4 · 5																																																										
避難先住所 (認定結果送付先)		〒 985 - 0001 福島県会津若松市○○○○○1-1 会津ハイツ101号室																																																											
<p>※事務処理欄(以下は記入しないでください)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">要 介 護 認 定 状 況 特 別 障 害 者 審 査</td> <td rowspan="2">障 害 者 特 別 障 害 者 審 査</td> <td>□ 要介護1</td> <td>認 定 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>□ 要介護2</td> <td>認定期間</td> <td>平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>□ 要介護3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 要介護4</td> <td>基準日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>□ 要介護5</td> <td></td> <td>(12月末もしくは資格喪失日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>非該当</td> <td>障害者該当</td> <td>特別障害者該当</td> </tr> </table>					要 介 護 認 定 状 況 特 別 障 害 者 審 査	障 害 者 特 別 障 害 者 審 査	□ 要介護1	認 定 日	平成 年 月 日	□ 要介護2	認定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	□ 要介護3			□ 要介護4	基準日	平成 年 月 日	□ 要介護5		(12月末もしくは資格喪失日)			非該当	障害者該当	特別障害者該当																																			
要 介 護 認 定 状 況 特 別 障 害 者 審 査	障 害 者 特 別 障 害 者 審 査	□ 要介護1	認 定 日	平成 年 月 日																																																									
		□ 要介護2	認定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																																									
□ 要介護3																																																													
□ 要介護4	基準日	平成 年 月 日																																																											
□ 要介護5		(12月末もしくは資格喪失日)																																																											
		非該当	障害者該当	特別障害者該当																																																									

要介護認定者の方を対象に、「障害者控除対象者認定証」を交付します。

身体障害者手帳、療養手帳等の交付を受けない方であっても、要介護認定を受けていない65歳以上の方であれば、確定申告の際に「障害者控除対象者認定証」を提出することができます。

「障害者控除対象者認定証」を提出することで、税の控除を受けることができます。

## ◆申請方法

大熊町役場会津若松出張所健康介護課または、いわき出張所で申請することができます。  
また、遠方の方や電話等でお問い合わせいただいた方には申請書を送付します。必要事項を記入のうえ、会津若松出張所健康介護課へ郵送で提出してください。郵送の場合、認定証は申請書到着後1週間～10日程度で送付いたします。

※申請書は、大熊町公式ホームページからもダウンロードすることができます。

## 【お問い合わせ先】

大熊町役場 会津若松出張所 健康介護課  
大熊町役場 いわき出張所 健康介護係  
健康保険係

# 法人町民税について

## I. 法人町民税法人税割の税率の引下げについて（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から）

平成26年度税制改正において地方税法が改正され、法人住民税については、一部国税化（地方法人税の創設）により、法人税割の標準税率及び制限税率が次のとおり引き下げられました。

### 【平成26年10月1日施行】

**標準税率**  $12 \cdot 3\% \rightarrow 9 \cdot 7\% (\Delta -2 \cdot 6\%)$

**制限税率**  $14 \cdot 7\% \rightarrow 12 \cdot 1\% (\Delta -2 \cdot 6\%)$

この地方税法の改正を踏まえ、大熊町の法人税割の税率については、大熊町税条例の改正により次のとおりとなりました。  
平成26年9月30日以前に開始した

### 事業年度の税率

$12 \cdot 3\%$

平成26年10月1日以後に開始する  
**事業年度の税率**  $9 \cdot 7\%$   
※大熊町では、超過課税および不均一課税は行っておりません。  
※今回の改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割額は前年度の法人税割額の $4 \cdot 7 / 12$ （通常 $6 / 12$ ）となります。

## II. 震災以降の法人町民税の申告・納付等について

震災以降、申告・納付等の期限が延長されていた国税（法人税）につきましては、平成

## I. 法人町民税法人税割の税率の引下げについて（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から）

震災以降未申告の法人におかれましては、平成27年3月31日まで申告・納付をお願いいたします。

震災以降未申告の法人におかれましては、平成27年3月31日までに申告・納付等をするのに当たって、期限延長の申請は不要です。

なお、法人町民税均等割の減免に関する詳  
細につきましては、税務課までお問い合わせください。

## IV. 法人町民税の電子申告（eLTAX）について

平成26年10月より、大熊町でも法人町民税の申告手続きが電子申告（eLTAX）で行えるようになりました。（電子申請および届出についてもご利用可能です。）

電子申告（eLTAX）のご利用方法等について、詳しくはeLTAXのホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧いただくか、eLTAXサポートデスク（0570-081459・全国一律市内通話料金）までお問い合わせください。

## V. 町（税務課）からの法人町民税

### 申告用紙・納付書の郵送について

震災以降、町に休業届を提出し引き続き休業状態にある、若しくは、避難先（移転営業先）の市町村に事業所設置届を提出し、その市町村に対して申告・納付されている場合、当面のあいだ、大熊町の均等割については減免となります。

ただし、休業届を提出されている場合であつても、東京電力株式会社より営業補償等としての賠償金を受領している場合は、休業状態とみなされませんので通常課税となります。

その他、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所 税務課

# 確定申告について 税務署から

めします。

平成26年分の申告と納付等の期限は、所得税及び復興特別所得税・贈与税は3月16日(月)、消費税及び地方消費税は3月31日(火)です。

なお、東日本大震災により被災時の納税地が次の10市町村にあつた方は、平成22年分から平成25年分の申告・納付等については、平成27年3月31日(火)までに手続をお願いします。

【南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村】

平成26年分確定申告期は、原発事故により被害を受けられた方が申告相談のため数多く来場されることが見込まれますので、会場が非常に混雑し長時間お待たせすることが予想されます。

手続きがお済みでない方は、相馬税務署又は最寄りの税務署まで電話等により事前予約の上、お早めの相談をおすす

## 福島県内の各税務署の電話番号

税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
相馬税務署	0244-36-3111	白河税務署	0248-22-7111
福島税務署	024-534-3121	須賀川税務署	0248-75-2194
会津若松税務署	0242-27-4311	喜多方税務署	0241-24-5050
郡山税務署	024-932-2041	二本松税務署	0243-22-1192
いわき税務署	0246-23-2141	田島税務署	0241-62-1230

\*確定申告及び東日本大震災に関する電話相談は、確定申告電話相談センターにおつなぎします。  
音声案内に従い「0番」を選択してください。

# 公表

## 住民基本台帳の閲覧状況について

住民基本台帳閲覧制度は、住民基本台帳法により毎年1回以上閲覧状況を公表するところが義務付けられています。これに基づき、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの閲覧状況を公表します。

### お問い合わせ先

大熊町役場会津若松出張所  
住民課

### ○国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

国または地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊福島地方協力本部	自衛官募集に伴う広報	平成25年11月12日	平成8年4月2日から平成9年4月1日生まれの男女 平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれの男子

### ○個人又は法人の申出による閲覧はありませんでした

## 双葉消防本部からのお知らせ



### 空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です！

- ・暖房器具の周りには物を置かないようにしましょう！
- ・寝たばこはしないようにしましょう！
- ・調理中キッチンから離れないようにしましょう！
- ・屋外での火の取扱いには十分注意しましょう！



### 入浴時の事故に注意しましょう！

- ・長湯、高温浴は避けましょう！
- ・飲酒後の入浴はやめましょう！



### 火事と救急は119番

<消防署連絡先>  
◇浪江消防署 0240-38-2119  
◇富岡消防署 0240-25-2119



## 福島県借上げ住宅再契約手続きについてのお願い

現在、福島県内の借上げ住宅に避難をされている皆様は、平成27年3月31日までの契約となっていますが、入居期間が平成28年3月31日まで延長されたことにより、入居期間延長の再契約の手続きが必要になります。

### ◆再契約の手続きについて◆

貸主または貸主代理、仲介業者が作成した再契約書の内容を確認し、記入捺印が必要になります。

貸主または貸主代理、仲介業者より依頼がありましたら速やかに記入捺印し、貸主または貸主代理、仲介業者へ速やかにご返却をお願いいたします。

### ◆退去の手続きについて◆

現在入居している借上げ住宅を退居しようとする場合は、退去の手続きとして「仮設住宅等使用終了届」を提出が必要になります。

「仮設住宅等使用終了届」を提出せずに入居者が退去すると解約手続きが完了せずに家賃が振り込まれ続けてしまいますので、必ず提出していただきますようお願い致します。

手続きの流れは、以下のとおりです。

- (1) 入居者は使用終了届を作成するにあたり、入居名義人が必要事項を記入した後、貸主または貸主代理から確認の記名と押印をもらってください。
- (2) 記入・押印された使用終了届を郵送等で大熊町役場生活支援課まで提出してください。  
(FAXは不可、原本を提出してください。)
- (3) 受領した使用終了届に基づき、町から福島県・貸主・仲介業者に申し入れを行い契約の解除となります。

※避難先変更の届出が必要となります。新しい避難先を記入した「避難住民届」を会津若松出張所住民課窓口に持参または郵送いただくか、お電話でお知らせください。

○原則退去予定日の1ヶ月前に届出が必要になりますが、近々に退去される方は、まずは電話で連絡してください。

○貸主の方が設置された附帯設備（エアコン、ガスコンロ、カーテン、照明器具、給湯器等）は、退居の際持ち出さないようお願いします。

○日赤から提供されている家電については、搬出してください。

○退去時に入居者の故意または過失による損壊が退去修繕負担金で充当できない場合は、充当できない分の費用に関しては入居者の負担となります。

※県外で借上げ住宅等へ避難されている方は、県外避難先自治体への申請が必要ですのでそれぞの避難先自治体へお問い合わせください。

※申請書は大熊町公式サイトからダウンロードしてください。

【お問い合わせ先】大熊町役場会津若松出張所 生活支援課住宅支援係

## 車載式ホールボディカウンターによる 内部被ばく検査のお知らせ

**対象** 平成25年4月1日以前に生まれた方（震災当時18歳以下の方は2回以上、成人の方は1回以上受けることができます。）

**申込方法** 電話（申込順となりますが、今まで一度も検査を受けたことのない方が優先です。）

**受付期間** 1月5日から検査希望日の10日前まで

### 郡山市

郡山市障害者福祉センター（郡山市香久池一丁目15-15）  
平成27年2月6日（金） 13:00～15:30  
平成27年2月7・8日（土・日） 9:30～11:30／13:00～15:30

### 南相馬市

福島県南相馬合同庁舎（南相馬市原町区錦町1-30）  
平成27年2月13日（金） 13:00～15:30  
平成27年2月14・15日（土・日） 9:30～11:30／13:00～15:30

### いわき市

大熊町役場 いわき出張所（いわき市好間工業団地1-43）  
平成27年2月20～22日（金～日） 9:30～11:30／13:00～15:30

### <車載式ホールボディカウンター申込先>

大熊町 内部被ばく検査コールセンター ☎0120-501-223（1月5日から受付開始）  
受付時間：土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

上記、日程・場所以外でも、平成27年8月に県内各地で検査を予定しています。また、各在籍幼小中学校においても検査対象地区であれば検査を予定しています。

大熊町保健センターでも下記機関にて検査の申込受付をしています。ご都合にあわせて受検してください。申込先が異なりますので、ご注意ください。

受検可能機関	検査日時	対象年齢	備考
公益財団法人震災復興支援 放射能対策研究所 ひらた中央病院 (平田村大字上蓬田字大隅30)	金曜日 (午後)	7か月以上	甲状腺検査も受検できます。2回受診していただくようになります。
会津若松市河東保健センター (会津若松市河東町郡山字中子山44)	月～金	4歳以上	会津若松市内に避難している方が対象です。
南相馬市立総合病院 (南相馬市原町区高見町2丁目54番地の6)	月～金	小学生以上	
公益財団法人ときわ会いわき泌尿器科 (いわき市内郷綴町沼尻62)	月～土 (午後)	7カ月以上	
福島市保健福祉センター (福島市森合町10番1号)	月～金	2歳以上	
福島県労働保健センター (福島市沖高字北貴船1-2)	月～金	2歳以上	

<各受検機関申込先>大熊町役場 会津若松出張所 保健センター

## 平成26年度県民健康調査

# 健康診査と妊産婦に関する調査 を実施しています!

対象の方には、福島県立医科大学よりご案内をお送りしています。

詳細は、ご案内の資料をご確認ください。

### 平成26年度健康診査

#### ①集団健診（県内公共施設で実施）

ご案内に同封の集団健診スケジュール（1/9～3/15の間）から、ご希望の健診会場・日程を選び、福島県立医科大学までお申し込みください。

#### ②個別健診（県内医療機関で実施）

ご案内に同封の対象医療機関リストから、ご自身で直接、希望される医療機関へ予約を入れ、1/5～3/14の間でご受診ください。

【お問い合わせ】福島県立医科大学 ふくしま国際医療科学センター  
放射線医学 県民健康管理センター  
☎024-549-5130 (土日祝日を除く 9:00～17:00)  
メール : kenkan@fmu.ac.jp

### 平成26年度妊産婦に関する調査

こちらのアンケートでは、妊産婦の方が、安心して生活でき、不安の軽減や必要なケアを受けられるように、また、今後の産科・周産期医療の充実へつなげていくことを目的として実施しています。どうぞ、ご協力ください。

【お問い合わせ】福島県立医科大学 ふくしま国際医療科学センター  
放射線医学 県民健康管理センター  
「妊産婦に関する調査」専用相談窓口  
☎024-549-5180  
(土日祝日を除く午前9時～午後5時)

## 高齢者肺炎球菌の任意接種助成のお知らせ



10月1日より定期接種になりました高齢者肺炎球菌の予防接種ですが、対象者以外の方の任意接種を助成することになりました。下記をよく読み、予防接種の効果や副反応、健康被害救済制度などをよく理解し、接種をするかどうかご検討ください。

**接種期間** 平成26年10月1日～平成27年3月31日までに接種したもの

**接種対象者** 接種日に大熊町に住民票がある方で、65歳以上（昭和25年4月1日以前に生まれた方）の方のうち、定期接種の対象でない方。

※肺炎球菌ワクチンをはじめて接種される方が、対象となります。

**接種回数** 1回のみ

**助成費用** 全額

- 接種の仕方**
- ①接種を希望される方は、保健センターにお申し込みください。
  - ②今までに接種したことがあるか確認します。  
(平成23、24年度に町の助成を受けた方は、接種した記録がありますので確認します。)
  - ③助成手続きに必要な申請書をお送りします。
  - ④医療機関に予約を入れて接種してください。予診票は、医療機関のものを使ってください。申請書提出後、後日役場から料金を振り込みます。



すでに、平成26年10月1日以降に任意接種している方は、助成手続きをしますので保健センターまでお問い合わせください。(助成手続きに必要な申請書をお送りします。)

### ※ご注意ください※

任意の予防接種により健康被害が発生した場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができません。

健康被害が発生した場合には、大熊町予防接種事故災害補償規程か、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」により救済される可能性があります。支給額は予防接種法に基づく救済とは異なります。

また、5年以内に再接種を行うと、副反応が強く発現する可能性があります。再接種する場合には、主治医とよく相談するとともに、5年以上の間隔をあけてください。

今回の助成は、今までに一度も接種したことのない方が対象となりますので再接種の方の助成はありません。

【お問い合わせ先】大熊町役場 会津若松出張所 保健センター  
☎0120-26-3844

## 保健だより

# 健康教室・相談

## ～健康について一緒に考えてみませんか?～

知って  
得する

日 時	場 所	内 容
1月23日(金) 午前10時～12時 (受付：9：45～)	大熊町役場いわき出張所 (いわき市好間工業団地1-43)	○お医者さんのお話 「健康管理のコツ」 ○県民健康管理ファイルの使い方 ☆基本調査の記入の仕方について 相談にのります *まだ記入し ていない方はぜひこの機会に ○個別相談：医師・保健師 看護師・栄養士 ○カラダを動かそう！： 理学療法士による体操
1月29日(木) 午前10時～12時 (受付 9：45～)	南相馬市 原町生涯学習センター研修室 (南相馬市原町区小川町322-1)	

### 当日の持ち物

- 健診を受けた方は結果通知
- 県民健康管理ファイル (お持ちでない方は申し込み時にお伝えください)

### 【お問い合わせ】

医師の個別相談を希望される方は、各会場の開催日前日までに電話にて  
お申し込みください。  
大熊町役場いわき出張所 保健師

# ヘルシーアップ教室

## ～楽しくカラダを動かしヘルシー生活を身につけませんか?～

日 程 1月30日(金) スタート!!! 5回1コース。単発参加も可能です。

1回目	1月30日(金)	①医師の話 ②“体幹力”をチェック
2回目	2月13日(金)	体操
3回目	2月27日(金)	体操と食生活チェック
4回目	3月13日(金)	楽しく作って美味しい食べる
5回目	3月27日(金)	体操とまとめ

時 間 いずれも10時～11時30分

会 場 大熊町役場いわき出張所(予定)

定 員 15名 お電話でお申し込みください。

【お問い合わせ先】  
いわき出張所 保健師



# 子育てひろばに 来ませんか

### 自由遊び

日 に ち	平成27年1月14日(水)
時 間	午前9時30分～12時
内 容	自由遊び
会 場	大熊町役場いわき出張所 2階 未就学児とその親 (祖父母も大歓迎)
対 象	不要 申込み



### ミニクッキング

日 に ち	平成27年1月27日(火)
時 間	午前9時30分～12時 (ミニクッキング：午前10時～11時)
場 所	大熊町役場いわき出張所 2階
内 容	味の素キッチンカーによる ミニクッキング
持ち物	エプロン、三角巾
対 象	子育て中のパパ・ママ、孫育 ての中のバーバ・ジージ
申込み	電話にて申し込み

### 子育てひろばからのお願い

これからの時期、インフルエンザやロタウイルス、胃腸炎などが流行します。お熱がある、体調がすぐれない場合は無理をせず、次の機会に参加して下さい。  
ご協力よろしくお願いします。

【お申し込み・お問い合わせ】大熊町役場いわき出張所 保健師/看護師

### 町民掲示板

## 大和久老人クラブの集いを開きました

11月9日、会津若松市の富士の湯で懇親会を開きました。年2回、春と秋に開いています。今回は郡山、いわき市方面からの参加があり、13人で思い出話や今後の住居についての話などで楽しい時間を過ごしました。次回、元気で会える日を約束し、散会しました。

(大和久老人クラブ 斎藤重征)



## 町民掲示板

### 大熊町のママさんサークル ママだってやってみ隊！ ～次回イベントご案内～

- ◆日 時 1月20日(火) 午前10時～正午
  - ◆会 場 小澤ろうそく店（会津若松市）
  - ◆内 容 絵ろうそく絵付け体験
  - ◆費 用 2,000円（昼食代込）
  - ◆申込締切 1月16日(金)
- ※駐車場は佐藤パーキングをご利用ください。駐車券あります。

【お申し込み・お問い合わせ先】  
090-6259-7933（阿部）  
※平日午前10時～午後5時受付

### あつまっかおおくま交流会を 開催します（柏崎市）

新潟県柏崎市方面に避難されている町民の皆さまのご参加をお待ちしております。  
今月は新年会を企画しております。アルフォーレに集合した後、じょんのび村へ移動となります。  
事前にお申し込みの上、詳細をご確認ください。

- ◆日 時 1月16日(金)
- ◆集合場所 アルフォーレ（柏崎市日石町4番32号）
- ◆出発時間 午前11時
- ◆場所・時間 柏崎市高柳町高尾10-1  
高柳じょんのび村（正午～午後3時）
- ◆費 用 1,000円（1人あたり）

【お問い合わせ先】  
代表 平子恵理子 ☎090-2999-6278

### 熊1区総会および 懇親会のご案内

熊1区の総会を下記の通り開催しますので、  
皆さまのご出席をお願いします。

- ◆日 時 3月19日(木) 午後4時～
  - ◆場 所 福島市飯坂温泉「聚楽」
  - ◆会 費 13,000円
  - ◆申し込み締め切り 2月1日（日）
- ※会津、いわき方面へのバス送迎あります。  
複数での参加可能です。

【お問い合わせ】  
佐久間住夫 0242-85-7759 (FAX兼用)  
090-7934-0047  
渡部 真綱 080-1839-7015

### いわき市内に避難している皆さん！ お茶っこ会「すまいるサロン」 を開催します

大熊町民であれば、どなたでもご参加いただけます。ご参加お待ちしてます

- ◆日 時 1月20日(火) 10時～15時  
※ご都合のよい時間にお出かけください
- ◆場 所 大熊町役場いわき出張所  
2階調理室
- ◆主 催 すまいるサロン
- ◆持ち物 マイカップ、おにぎりなどの昼食  
※初めて参加される方は、ご連絡いただければ幸いです。

【お問い合わせ】 ☎080-1830-5567（小林）

埼玉県へ避難している皆さんへ

輪になろう！ ふみ出そう！



### ひまわりサロン

- ◆日 時 1月15日(木) 10:00～
  - ・おしゃべりサロン
  - ・お楽しみサロン
- ◆場 所 川口市立やすらぎ会館（川口市南鳩ヶ谷6-8-16）

【お問い合わせ】  
ひまわりの会 ☎080-5431-0123（島田）

茨城県に避難の大熊町のみなさんへ

### 大熊町避難者コミュニティ 「積小為大の会」のご案内

1月の定例会は次の通り開催します。

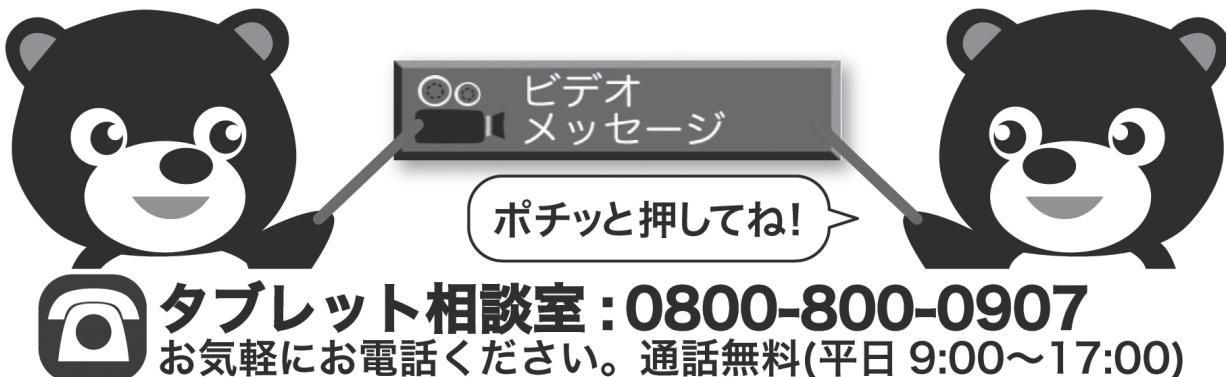
- ◆日 時 1月25日(日) 9:30～12:00
- ◆場 所 茨城県産業会館  
(水戸市桜川2-2-35)
- ◆駐車場 産業会館の駐車場をご利用ください
- ◆内 容 懇談会および懇親会

【お問い合わせ】  
野田朋弘（日立市） ☎090-8423-5608  
Email : tomohiro-n@higashi-t.com

# タブレットの ビデオメッセージをみてみよう!!

離れて暮らすあの人の元気な姿や  
もしかしたらあなたも映っているかも!?

- ◎大熊町の民話「熊川の主争い」「さる酒」
- ◎ふるさとまつりinあいづ ◎試験栽培など盛りだくさん!



## 大熊町の避難状況

### ○人口及び世帯

	人口数	世帯数
平成23年3月11日時点	11,505	4,235
平成26年11月30日現在	10,876	3,952
増減	△629	△283

### ●避難先の状況 (平成26年12月1日現在)

#### 福島県内の主な避難先地域

いわき地域	会津地域	県中地域
4,211人	2,071人	1,133人

#### 福島県外の主な避難先都道府県

埼玉県	茨城県	東京都
402人	408人	308人

大熊町公式サイト、  
ブログ大熊町

を、ご利用ください！

大熊町公式サイト、ブログ大熊町では新着情報や重要なお知らせなどを随時更新しています。ぜひご覧ください。

大熊町公式サイト

<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

ブログ大熊町 <http://blog-okuma.jugem.jp/>

—— おくやみ申し上げます ——

2014年（平成26年）11月

#### 死亡者名 年齢 住 所

新妻英則 80歳 向畠  
小竹タケヨ 96歳 西大和久

#### 死亡者名 年齢 住 所

木村ヨシノ 93歳 西大和久  
鈴内伸夫 82歳 中央台

## ●大熊町関連施設お問い合わせ先●

### 大熊町役場

#### ●会津若松出張所

(総務課、企画調整課、税務課、住民課、福祉課、健康介護課、環境対策課、生活支援課、産業建設課、出納室、教育総務課、議会事務局)  
〒965-0873 会津若松市追手町2-41  
TEL : 0120-26-3844 (フリーダイヤル)  
FAX : 0242-26-3794

#### ●いわき出張所

(生活支援係、健康介護係、復興事業課)  
〒970-1144 いわき市好間工業団地1-43  
TEL : 0120-26-5671 (フリーダイヤル)  
FAX : 0246-36-5672

#### ●中通り連絡事務所

〒964-0915 二本松市金色421-10  
オフィス・ウインドストリーム 1F  
TEL : 0120-24-1013 (フリーダイヤル)  
FAX : 0243-24-1259

#### ●現地連絡事務所

〒979-1306 大熊町大字大川原字手の倉125  
坂下ダム施設管理事務所内  
TEL : 0240-32-2318 FAX : 0240-32-5460  
※現地連絡事務所では大熊町内の防火・防犯、一時立入者の補助業務を行っています。それ以外の業務につきましては、会津若松出張所またはいわき出張所、中通り連絡事務所へお問い合わせくださいますようお願いします。

### 大熊中学校

〒965-0003 会津若松市一箕町八幡字門田9-2  
TEL : 0242-23-7214 FAX : 0242-37-7157

### 大野小学校

〒969-3411 会津若松市河東町大田原字村中186  
TEL : 0242-75-2350 FAX : 0242-75-2352

### 熊町小学校

〒969-3411 会津若松市河東町大田原字村中186  
TEL : 0242-76-1821 FAX : 0242-76-1822

### 大熊幼稚園

〒969-3471 会津若松市河東町広田字塩新182  
TEL : 0242-75-3150 FAX : 0242-76-1718

### 大熊町社会福祉協議会

#### ●会津若松出張所

〒965-0873 会津若松市追手町2-41  
(大熊町役場会津若松出張所内)  
TEL : 0242-29-5760 FAX : 0242-29-5761

#### ●いわき連絡所

〒970-1144 いわき市好間工業団地1-43  
(大熊町役場いわき出張所内)  
TEL : 0246-38-8920 FAX : 0246-38-8921

大熊町のマスコットキャラクター「おおちゃん」をモチーフに、震災からの復興に向けた決意、支援していただいた会津への感謝の気持ちを伝えるため、町が製作する起き上がり小法師「おおちゃん小法師」のデザインを現在募集中です。締め切りは1月9日(金)。町にゆかりのある方(町民、過去に住んでいた方、お勧めされていた方など)なら、どなたでも応募できます。奮ってご参加ください。

【お問い合わせ先】 大熊町役場会津若松出張所 企画調整課  
「おおちゃん小法師デザイン募集」係



※今月の「町長室から」は、町長の新年あいさつを掲載したため、お休みします。

#### ●中通り連絡所

〒964-0915 二本松市金色421-10  
(大熊町役場中通り連絡事務所2階)  
TEL : 0243-24-1338 FAX : 0243-24-1339

### 大熊町商工会

〒965-0873 会津若松市追手町2-41  
(大熊町役場会津若松出張所内)  
TEL : 0242-29-5770 FAX : 0242-29-5771



à la carte

あらかると

# おいしくできたね、小学校でもちつき



◆力いっぱいもちをつく児童

会津若松市河東町の大野小・熊町小仮設校舎で12月5日、恒例のもちつきが行われました。一昨年、昨年に続き、岩手県北上市の更木町振興協議会の皆さんから、もち米を寄贈していただきました。また、地元河東町の住民有志「大・熊フレンズ」の皆さんのが手伝いに駆けつけてくださいました。両校の児童と大熊幼稚園の園児は一人ずつ杵を持ち、大人の助けを受けながらもちをつきました。周りの児童が「よいしょ、よいしょ」と掛け声をかけて応援しました。

出来上がったものはきな粉やあんこ、お雑煮にして、給食の時間に食べました。児童は自分たちでついたもちをおいしそうに食べ、一足早い正月気分を味わいました。



◆きな粉もちをわけてもらう園児



真剣な表情で人形をつくる参加者

## 楽しい人形づくりの時間

アートを通じて被災地を応援する活動「ARTS for HOPE(アーツ・フォー・ホープ)」のハッピー・ドール・プロジェクトは11月25日から27日まで会津若松市内3カ所の仮設住宅で行われ、町民が気軽に人形製作を楽しみました。初日の25日は城北小学校北仮設住宅で開催し、女性たちが好みの色や柄の布を使ってハートマークや動物、キャラクターなどに挑戦しました。完成品は熊手に飾られ、女性たちが互いの出来栄えをほめ合っていました。

### 表紙の写真

大熊町内の全景を撮影しようと、日陰山に向かいました。中心部が見渡せるスポットから見渡すと、間もなく全線開通になる常磐道が南北に伸びていました。町内復興拠点の大川原や廃炉への着実な前進が期待されている東京電力福島第一原発も確認できました。道のりは長いですが、古里が少しづつ近づいているように感じました。

発行：大熊町役場総務課 所在地：福島県会津若松市追手町2番41号

電話：フリーダイヤル0120-26-3844(代表) E-mail : okuma@town.okuma.fukushima.jp

ブログ大熊町 <http://blog-okuma.jugem.jp/>

大熊町公式ホームページ <http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

この印刷物は、環境にやさしい  
「大豆油」インキを使用しています。

